

運輸部



共同輸配送による
「グリーン物流パートナーシップ説明会」が開催されました。

平成17年2月16日に地球温暖化の防止に向けた京都議定書が発効されました。運輸部門においてはCO₂の排出量が削減目標とまだ隔たりがあり、実効ある温暖化対策が急務となっています。物流分野の温暖化対策は荷主企業、物流事業者そぞれの単独による取り組みだけではなく、互いに知恵を出し合い連

携・協働する」と(パートナーシップ)による物流システムの改善に向けた産業横断的な取り組みが必要です。こうした中、荷主と物流事業者の協働による取り組みを支援し、普及・拡大を促進するため、

平成20年2月6日、那覇市において関係事業者等を対象とした「グリーン物流パートナーシップ説明会」が開催されました。

Point

2月6日に開催しました。

「物流分野の温暖化対策の取り組み」

地球温暖化防止のための取り組みとして、「グリーン物流パートナーシップ」説明会を

グリーン物流パートナーシップ

グリーン物流に関する支援メニュー (補助金等)

+荷主企業と物流事業者が連携してCO₂排出量削減を実現的に行う際組みに向け「普及事業」(平成14年度～)、F/Sを挙げたグリーン物流プロジェクトの創成。



公募から事業着手までのスキーム



成20年度の支援メニューについて、荷主企業と物流事業者が連携してCO₂排出量削減を実証的に行う取り組みに対し支援する「普及事業」、パートナーシップ構築のための問題点・対応策を事前に調査することによりグリーン物流プロジェクトの創成を支援する「ソフト支援事業」、その他の物流に関する取り組みの説明がありました。

また、質疑応答では、費用対効果についての質問や鉄道や海運へのモーダルシフトを推進する際のトラック事業との関わりについての質問等がありました。さらに説明会終了後には、個別相談の時間を設け、事業者からも相談を受けました。